

○子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

昭和 45 年 10 月 1 日

規則第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、子どもの医療費の助成に関する条例(昭和 45 年千葉市条例第 36 号。以下「条例」という。)第 10 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める社会保険各法とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (2) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
- (3) 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
- (4) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)
- (5) 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)

(その他の法令)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項第 3 号に規定する規則で定める他の法令とは、次の各号に掲げる法令をいう。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)、同法施行令(平成 10 年政令第 420 号)及び同法施行規則(平成 10 年厚生省令第 99 号)
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)、同法施行令(昭和 25 年政令第 155 号)及び同法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 31 号)
- (3) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)、同法施行令(昭和 25 年政令第 78 号)及び同法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)
- (4) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)、同法施行令(昭和 23 年政令第 74 号)及び同法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号)
- (5) その他医療費の一部について本人負担の規定されている法令

(受給券の交付等)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項の規定による申請は、子ども医療費助成受給券交付申請書(様式第 1 号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 被保険者証若しくは被保険者手帳、組合員証又は加入者証(以下「被保険者証等」という。)の写し
 - (2) 保護者の当該年度分(4月から7月までの申請にあつては、前年度分)の市町村民税に係る課税状況、所得金額、控除額及び扶養親族の数等の状況(以下「課税等状況」という。)を証する書類
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる書類の内容について、申請者の同意を得て、市長が公簿等により確認できる場合には、これらの号に規定する書類の添付を省略することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による申請書等を受理したときは、その内容を審査し、条例第3条第1項に規定する対象者であることを確認したときは、申請者に対し、子ども医療費助成受給券(様式第2号。以下「受給券」という。)を交付し、対象者でないことを確認したときは、子ども医療費助成受給券交付申請却下通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(受給券の有効期限)

第5条 受給券の有効期限は、次の各号に掲げる日のいずれか早い日までとする。

- (1) 毎年7月31日
- (2) 満9歳に達する日以後の最初の3月31日
- (3) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日

(受給券の更新)

第6条 有効期限が前条第1号に掲げる期日である受給券の交付を受けている対象者が、受給券の更新をしようとするときは、同号に掲げる月の初日から末日までの間に市長に申請しなければならない。

- 2 前項の対象者が、第4条第1項の規定による申請(以下「交付申請」という。)において、市長が当該対象者の課税等状況を調査すること(以下「課税等状況調査」という。)について同意し、かつ、市が保有する課税台帳等で課税等状況について確認できる場合においては、当該対象者は、前項の規定による申請をすることを要しない。交付申請において、課税等状況調査について同意しなかった者で、その後に同意することとしたものも同様とする。
- 3 第4条の規定は、受給券の更新について準用する。

(受給券の再交付)

第7条 対象者は、受給券を汚損し、又は紛失した場合は、子ども医療費助成受給券再交付申請書(様式第4号)を市長に提出し、再交付を受けることができる。この場合において、汚損したときは、その受給券を添付して提出しなければならない。

- 2 対象者は、受給券の再交付を受けた後において、紛失した受給券を発見したときは、速やかに発見した受給券を市長に返還しなければならない。

(受給券の返還)

- 第8条 対象者は、条例第3条第1項に規定する対象者でなくなったときは、速やかに、子ども医療費助成受給券返納届(様式第5号)により、受給券を市長に返還しなければならない。

(助成金交付申請)

- 第9条 条例第5条第3項の規定による申請は、子ども医療費助成金交付申請書(様式第6号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 受給券
 - (2) 被保険者証等の写し
 - (3) 医療機関が発行する医療費計算書(様式第7号)又は領収書
 - (4) 国民健康保険法又は社会保険各法による療養費又は高額療養費の支給を受けている場合は、それに関する証明書
 - (5) 第3条各号に規定する法令による医療に関する給付がある場合は、それに関する証明書
 - (6) 他の法令等により国、地方公共団体等による医療の給付その他これに相当する給付を受けたとき及び医療費に対する附加給付がある場合は、それに関する証明書
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる書類の内容について、申請者の同意を得て、市長が公簿等により確認できる場合には、同号に規定する書類の添付を省略することができる。
- 3 市長は、第1項の規定による申請書等を受理したときは、その内容を審査し、助成を行うことを決定したときは、その旨を子ども医療費助成金交付決定通知書(様式第8号)により、助成を行わないことを決定したときは、その旨を子ども医療費助成金交付申請却下通知書(様式第9号)により、申請者に通知するものとする。

(届出)

- 第10条 対象者は、第4条第1項(第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定により申請した事項に変更が生じたときは、子ども医療費助成受給券記載事項等変更届(様式第10号)により、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、受給券の記載事項に変更が生じたときは、当該受給券を添えて届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出を受理した場合において、受給券の記載事項を変更する必要があるときは、当該対象者に記載事項を変更した受給券を交付するものとする。

(委任)

第 11 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

様式第 1 号～第 10 号 略